

埼玉県 上下水道耐震化計画(流域下水道事業)

埼玉県下水道局

策定 令和 7 年 1 月

1 目標¹

埼玉県は、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要な急所施設について耐震化を進める。

このうち、流域下水道については、震災時においても下水を街に溢れさせないよう汚水を送る機能と処理する機能を確保するため、県内 8 流域すべての「下水処理場」、「中継ポンプ場」及び「下水道管路」を急所施設に位置付け、優先順位を付け施設の耐震化を推進する。

令和7年度から令和11年度の5年間では、埼玉県各流域下水道総合地震対策計画に基づき、耐震化を実施することとする。

「下水処理場」については、流入から放流までの処理機能が一度にすべて失われることのないよう、処理系統のうち少なくとも1系列を耐震化し、引き続き水処理施設2系列目以上の耐震化を実施する。「中継ポンプ場」については、本体の耐震化またはバイパス化を実施する。「下水道管路」については、東日本大震災などで被害の事例が多かった中小口径の管路のうち、緊急輸送道路下にあるものを優先して進めており、引き続き緊急輸送道路外にあるものの耐震化を実施する。

2 計画期間

令和7年4月～令和12年3月

¹ 目標は、水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行い、記載する。計画期間内に全ての対象施設で対策を実施することが困難な場合には、計画期間内に対策を実施する施設の選定方針や、計画期間外を含め全ての対象施設における対策実施時期の目安等についても記載する。

3 下水道システムの急所施設²の耐震化

(1) 下水処理場(揚水、沈殿、消毒機能に係る施設に限る)

	揚水施設		沈殿施設		消毒施設		揚水、沈殿、消毒機能に係る全ての施設 ³	
	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数	9		9		9		9	
耐震性能確保済みの箇所数 (令和5年度末時点)	8	88.9	1	11.1	9	100	1	11.1
耐震性能確保の目標箇所数 (令和11年度末迄)	8	88.9	2	22.2	9	100	2	22.2

(2) 下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路⁴

	管路延長(km)	耐震化率(%)
対象全延長	438	
耐震性能確保済みの延長(令和5年度末時点)	259	59
耐震性能確保の目標延長(令和11年度末迄)	310	70

(3) 下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までのポンプ場⁵

	ポンプ場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数	22	
耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)	15	68
耐震性能確保の目標箇所数(令和11年度末迄)	22	100

4 その他

水道用水供給事業に関する計画は、別に定める「埼玉県上下水道耐震化計画(水道用水供給事業)」を参照のこと。

以上

² 下水処理場並びに下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びポンプ場をいう。なお、流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

³ 当該列において、「対象全箇所数」には、揚水、沈殿、消毒施設のいずれかを有する対象の処理場の箇所数を記入する。「耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)」及び「耐震性能確保の目標箇所数(令和11年度末迄)」には、このうち、揚水、沈殿、消毒施設の全てで耐震性能を確保した処理場の箇所数等を記入する。その際、揚水、沈殿、消毒施設のいずれかを持たない処理場について、存在しない施設は耐震性能確保済みとカウントする。(例：揚水施設を持たない処理場について、沈殿、消毒施設が耐震性能確保済みであれば、カウントする。)

⁴ 流域下水道の下水道管路については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

⁵ 流域下水道のポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。